

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 檀原市 (都道府県: 奈良県)

本事業の担当部局名 魅力創造部 地域振興課

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(一般コース)		
個別事業名	檀原市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	令和6年4月1日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度 令和 4 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	2,400,000		円
自治体における少子化対策の全体像及びその 中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 檀原市では平成12年をピークに人口が減少傾向にあり、同時に総人口に占める生産年齢人口(15-64歳)の割合も減少している。老年人口(65歳以上)は平成17年に年少人口(0-14歳)を上回り、令和元年度では65-74歳で13.9%、75歳以上で14.3%と、高齢化率(市内総人口に占める65歳以上人口の割合)は28.2%となっている。また、年々未婚率が上昇し、晩婚化が進んでいることによる人口の自然減に合わせて、本市から他市町村への転出が転入を上回り、社会減も問題になっている。そこで令和元年度に「第4次檀原市総合計画」を策定し、檀原市の人口目標として2040年までに中期目標として109,012人、2060年までに長期目標として95,465人を目指している。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像>※全事業共通 人口減少を和らげ、交流人口増加を実現させていくために、以下の施策に取り組む。 ・市内各地の魅力スポットをつなぐ空間的ネットワークや人的つながりづくりを進めるとともに、「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の世界遺産登録推進に向けた取組みを進め、郷土愛の向上や来訪者の増加に繋げる。 ・安心して子どもを産み育てられる環境づくりと結婚から子育てまで切れ目のない支援の実施及びリニューアルした市ホームページ(子育てページ、移住促進ページ)を活用した情報発信。 ・移住・交流・関係人口拡大に向けた支援。 ・全小中学校にICTの整備を進めるとともに、ICTを活用した教育を行うことにより、従来の教育方法に加えて、ICTに対する知識や技術の習得を高め、子どもの将来への夢の幅が広がる教育の推進。</p> <p><本個別事業の位置付け> 本事業は、結婚した夫婦に対し、新生活のための住宅の購入、賃借等に要する経費の一部を補助することにより、結婚に関する機運を醸成し、結婚した夫婦の移住及び定住を図り、もって少子化対策の推進に寄与することを目的とする。</p>		
個別事業の内容	1. 概要		
	【補助対象要件】		
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【補助上限額】		
29歳以下の場合	<input type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	各費用に係る合計が30万円
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
【対象費目】			
<input checked="" type="checkbox"/> 家賃	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/> リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/> 引越費用
【継続補助】			
継続補助規定の有無 <input type="text" value="無"/>			
※(注)3 【その他独自要件】			
<ul style="list-style-type: none"> ・対象の婚姻期間を令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。 ・夫婦の双方または一方が奈良県外から定住を目的として新住宅に居住することに伴い転入をする者で、その転入の日から起算して過去1年以内に本市および県内の住民基本台帳に記録されたことがないものであること。 ・本市に5年を超えて居住する意思があること。 ・夫婦のいずれにも市税の滞納実績がないこと。 ・檀原市移住支援金に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。 			

2. 申請見込

①新規世帯見込

8	世帯
上記のうち	ともに29歳以下
	世帯
	その他
8	世帯

②継続世帯見込

	世帯
--	----

【世帯数積算根拠】

令和5年度の当事業における支給実績を引用。

令和5年度実績 8件

(参考)

【令和5年度申請状況】

	実施中
申請世帯数見込	8 世帯
～12月(実績)	8 世帯
1月～3月(見込)	0 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>

(29歳以下)	0	世帯	×	600,000	円	=	0	円
(その他)	8	世帯	×	300,000	円	=	2,400,000	円
				(継続補助)			0	円
				合計			2,400,000	円

<積算>

左記上限額のとおり

3. 広報の実施予定

本市と包括連携協定を締結した複数の生命保険会社や、金融・住宅・仕事分野の事業者と連携した「移住・定住サポートネットワーク」を活用し、それぞれの店舗に本事業チラシを各100枚配架を依頼する。

KPI項目	単位	目標値	現状値					
				<p>少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通</p>	<p>婚姻件数</p> <p>0-4歳児社会増減(転入者数-転出者数)</p>	<p>件</p> <p>人</p>	<p>600 (令和6年)</p> <p>0 (令和6年)</p>	<p>494 (令和3年)</p> <p>-66 (令和3年)</p>
<p>参考指標 ※(注)5 ※全事業共通</p>	<p>項目</p>	<p>単位</p>	<p>直近の実績</p>	<p>合計特殊出生率</p> <p>婚姻件数</p> <p>婚姻率</p>	<p>1.37 (平成25～29年)</p> <p>494 (令和3年)</p> <p>4.1 (令和3年)</p>			
<p>個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6</p>	<p>事業内容 番号</p> <p>項目</p> <p>(アウトプット)</p> <p>(アウトカム)</p>	<p>単位</p>	<p>目標値</p>	<p>現状値</p>	<p>1 支給世帯実績/支給見込世帯数の割合</p> <p>1 結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」</p> <p>2 結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」</p>	<p>%</p> <p>%</p> <p>%</p>	<p>50</p> <p>50</p> <p>50</p>	<p>60(令和4年)</p> <p>50(令和4年)</p> <p>100(令和4年)</p>
<p>他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7</p>	<p>・東京都の奈良県アンテナショップでのチラシ配架や、奈良県と共同開催の移住イベント・相談会での配布を行う。</p>							
<p>民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8</p>	<p>本市と包括連携協定を締結した複数の生命保険会社や、金融・住宅・仕事分野の事業者と連携した「移住・定住サポートネットワーク」を活用し、それぞれにチラシを配架していただく。</p>							

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題

②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。